

組合 Q & A

理事長と専務理事の責任

理事長の下に専務理事がいる。二人はそれぞれの立場で一般的に組合を見ている。責任関係はどうなるか。

理事長と専務理事の役割分担は、両方がともに組合全般の運営にタッチしていてもあまり明確ではないものです。事務局員が理事長に言われた仕事をしていると、専務が来て「その仕事はやらなくていい」と言ったりします。「でも、理事長に言われたのです」「理事長は何もわかつちやいないから、俺が説明しとくからいいよ…」

専務理事は長期にわたり就任していることがあるので、こんな会話は珍しくありません。

副理事長の場合には二人以上いて、渉外担当・総務担当のように役割分担しているケースが多いのですが、専務は、理事長の右腕といった役なので業務がバッテリーングすることはよくあります。

【事例】

農業協同組合の例ですが、組合長と専務理事の関係について参考になる判例があります。

この組合では、非常勤の組合長が組合事務全般を掌握し、常勤の専務理事が現金出納に関する会計事務を担当していました。ところが、この専務には会計事務の経験がありませんでした。

知識も経験もないので、経験のある部下と議論すると負けます。負けると悔しいので、この専務は他人の意見に耳をかさず、独断的に事務を行うようになりました。組合長は心配になり、この専務に対して独断専行を改めるよう忠告し、会計に詳しい職員を部下に配置しました。

しかし、このことで専務はますます意固地になり独断傾向を強めていきました。そのうちに保管金が帳簿の額と合わなくなり、組合員に貯金の支払いもできなくなりました。

そこで、組合は会計事務の調査をしました。調査により約四〇万円が不足していることがわかったので、組合長と専務理事に対して損害賠償請求の訴えを起こしました。

た。裁判所は、専務理事に対して損害賠償責任を認めましたが、組合長にはその必要はないと判断しました。

組合長の責任を認められなかった理由は、①専務理事は理事会で互選され、組合長の意思によつてその地位を左右できないこと、②組合長は会計に詳しい職員を配置するなどそれなりの努力をしていたこと、の二点が評価されたのです。

考えてみれば、理事長は専務理事の任命権を持っているわけではありません。理事会で選ぶので任命権は理事会にあります。理事長と専務の関係が問題になるときは、任命権も考慮する必要があります。

ポイント

★専務理事を選ぶのは理事会である
★理事長の専務へのチェックには限界がある

中小企業組合理事のための Q & A

「清水透著・2010年5月25日（新訂）第1版第1刷発行」より転載。

- ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q: 基準及び原則に関する正誤問題です。

【第1問】事業協同組合は、営利を目的とする事業体ではなく、相互扶助を目的とする事業体である。

【第2問】商店街振興組合は、買物環境の整備を通じた住民福祉の向上が目的である。

【第3問】相互扶助の組織では、弱い者は強い者に助けてもらう権利がある。

【第4問】相互扶助の組織は、相互に資本を出し合つて事業を実施し、その事業で得た利益を分配することを目的とするものではない。

【第5問】相互扶助を目的とする中小企業の組合には、いかなる場合も独占禁止法は適用が除外される。

《解答》【第1問】○【第2問】×（商店街振興組合は、来街者のための環境整備事業は行えるが、住民福祉が目的ではなく、事業協同組合と同じく組合員の相互扶助を目的とする組織である。）【第3問】×（中小企業の相互扶助とは、弱い者が助けてもらうということが中心になるものではない。あくまでも、経営資源の補完のための共同事業を行い、協調してともに企業の成長・発展を図るというのが基本的考え方である。）【第4問】○【第5問】×（基本的に、小規模な事業者による相互扶助を目的とする組合には、独占禁止法は適用されない。しかし、不正な取引方法を用いる場合、不当に価格を引き上げることとなる場合は、適用される可能性がある。）